

鳥取県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
藤井政雄記念病院（歯科）	倉吉市山根43-1	平成23年12月31日
福田内科医院	鳥取市瓦町304	〃
堤消化器・内科クリニック	米子市両三柳2300-1	平成24年1月3日
せいきょう倉吉診療所	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年2月29日